

## ○ 特定外来生物(外来生物法第2条1項)等の定義

海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物(外来生物)であって、我が国にその本来の生息地又は生息地を有する生物とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体及びその器官(特定外来生物)

## ○ 生物多様性国家戦略(生物多様性基本法第11条)

政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画(以下「生物多様性国家戦略」という。)を定めなければならない。

## ○ 外来種被害防止行動計画(生物多様性国家戦略2012-2020)

2014年までに、防除の優先度の考え方を整理し、計画的な防除等を推進するとともに、各主体における外来種対策に関する行動や地域レベルでの自主的な取組を促すために、「外来種被害防止行動計画」を策定する。

### 【背景】

① 国内に定着した外来種により、生態系、人の生命・身体及び農林水産業への被害が生じており対策が必要。

② 国内に未定着であるが、定着した場合に生態系等への被害のおそれがある外来種があり、導入の予防や水際での監視等が必要。

### 【生物多様性国家戦略2012-2020 (H24. 9. 28閣議決定)】

#### <国別目標B-4>

防除の優先度が高い種について制御または根絶し、希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進。また、侵略的外来種の導入または定着を防止するための定着経路の管理について、関係する主体に注意を促し、より効果的な水際対策について検討し、対策を推進

#### <主要行動目標>

- 1 侵略的外来種リストの作成・定着経路に係る情報の整理
- 2 計画的な防除等の推進、「外来種被害防止計画」の策定
- 3 優先度の高い種について制御又は根絶、希少種の生息状況や本来の生態系の回復を促進

#### 外来種被害防止行動計画

#### <成果目標> (2020年度)

- 外来種(外来生物)という言葉の意味を知っている人の割合 **80%** (平成25年度認知度: 60.1%)
- 生物多様性地域戦略策定、外来種に関する条例制定、侵略的外来種のリスト作成 **47都道府県** (策定自治体数: 33都道府県、20都道府県、14都道府県)
- 外来種リストの内容を知っている人の割合 **50%**
- 奄美大島及びやんばる地域のマングース 20年までに複数の小区画で**地域根絶を達成**、22年度までに**根絶達成**
- 琵琶湖等のオオクチバス等 20年までに事業対象地で**根絶又は低密度管理のための体制構築**
- アライグマ 20年までに**分布拡大の防止のための連携体制の構築**
- 国内由来の外来種への対策を含む条例制定、国内由来の外来種を含む侵略的外来種のリスト作成 **47都道府県** (策定自治体数: 13都道府県、13都道府県)

目標達成のため

### 主な推進施策

#### 防除の推進

##### ◎ 効果的・効率的な防除の推進

- ⇒ 国、地方自治体等による防除
- ⇒ 分布情報の把握と分布拡大地域への迅速な情報提供体制の構築、事例集・マニュアル等の整備、農作物被害防止のための取組支援

#### 侵入・逸失の防止

##### ◎ 侵略的外来種の導入の防止

- ⇒ 外来生物法に基づく飼養等の規制
- ⇒ 産業において利用される外来種の適正管理  
セイヨウオオマルハナバチの管理徹底及び在来種への転換推進のための普及啓発等
- ⇒ 非意図的な導入に対する予防  
侵入経路の特定などの実態を把握し、定着経路を管理するための対策の実施等

#### 全体の基盤となる対策、その他

##### ◎ 普及啓発・教育の推進と人材の育成

普及啓発の実施により、外来種問題の認知度の向上

##### ◎ 優先度を踏まえた外来種対策の推進

優先度を踏まえた対策を推進するため、地域における条例等の策定の促進

#### 財政的支援

##### ◎ 生物多様性保全推進交付金

地域における生物多様性の保全再生に資する活動等を地方公共団体や地域生物多様性協議会が行うのに要する経費を補助

##### ◎ 鳥獣被害防止総合対策交付金

市町村が農林水産業等に係る被害の防止のために作成した「被害防止計画」に基づいて地域協議会等が実施する捕獲等の取組に要する経費について、総合的に支援

##### ◎ 港湾機能高度化施設整備費補助金

ヒアリが確認された港湾において、ヒアリの定着を防止するための舗装改良(コンクリート舗装等)に対する整備費を支援

左の施策等の推進により

防除の優先度が高い外来種を制御又は根絶

侵略的外来種の導入又は定着を防止

生物の多様性の確保、人の生命及び身体の保護並びに農林水産業の健全な発展に寄与